

道路法クイズ 解答編

～初心者からベテランまで道路法の理解を深めよう PART II～

国土交通省 道路局 路政課

問題	解答	問題	解答	問題	解答
Q1	①	Q5	②	Q9	③
Q2	③	Q6	①	Q10	③
Q3	②	Q7	②	Q11	②
Q4	③	Q8	①	Q12	①

問1 答 ①

トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物も、道路法にいう道路に含まれる。(道路法第2条第2項)

また、並木については、道路管理者が設けるものに限り、道路附属物となる。(道路法第2条第2項第2号)

問2 答 ③

道路法上の道路の種類は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の4種類である。(道路法第3条)

問3 答 ②

「維持」とは、撒水、除雪、除草、砂利の補充等反復して行われる道路の機能保持のための行為をいう。

問4 答 ③

「その他の管理」とは、新設、改築、維持、修繕、災害復旧以外の道路管理行為一般を総称したものである。

問5 答 ②

道路法第20条にいう「兼用工作物」とは、道路と堤防、護岸、ダム、鉄道橋、軌道橋、踏切道、駅前広場等公共の用に供する工作物又は施設とが、相互に効用を兼ねる場合の当該工作物をいう。

問6 答 ①

国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。(道路法第11条第1項)

都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。(道路法第11条第2項)

問7 答 ②

国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。（道路法第13条第1項）

問8 答 ①

道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。（道路法第18条第2項）

なお、路線の廃止がなされると、旧路線の道路区域は自動的に道路の区域でなくなり、また道路としての供用も消滅するので、改めて区域の廃止や供用の廃止の手続をとる必要はない。

また、道路の供用を開始するためには、道路管理者はその対象となる土地について所有権その他の権原を取得する必要がある。

問9 答 ③

国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその3分の2を、都道府県がその3分の1を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその2分の1を負担するものとする。（道路法第50条第1項）

問10 答 ③

道路法第43条にいう「みだりに」とは、道路法又は他の法律で認められた権限に基づかない場合をいう。

問11 答 ②

道路は国家・社会における諸活動に不可欠な基盤を提供するものであり、公共財の最も典型的なものとして、その建設管理は国又は地方公共団体の責任に属し、一般財源を充当して行われるべきものである。この思想から、道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則である（これを「道路無料公開の原則」という。）。

この原則の特例として、道路を整備するに当たり、財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるといった有料道路制度がある。

問12 答 ①

第171回国会において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、いわゆる道路特定財源制度が廃止された。また、同法律により、地方道路整備臨時交付金の制度も廃止されている。なお、③は第169回国会で成立した「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律」によってなされた措置である。